

金融庁における平成28年度実績評価（概要）

| 基本政策／施策 | 主な実績 | 測定結果 |
|---|---|------|
| I 経済成長の礎となる金融システムの安定 | | |
| 1 金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備 | <ul style="list-style-type: none"> 金融機関における中長期的に持続可能なビジネスモデルの構築・維持に向け、フォワード・ルッキングなリスク分析を行うとともに、課題が認められる先に対し課題解決に向けた具体的かつ有効な取組みを促進 金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習を実施 | A |
| 2 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備 | <ul style="list-style-type: none"> カウンター・シクリカル・バッファの運用枠組みに関する監督指針の整備を実施 | B |
| 3 金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応 | <ul style="list-style-type: none"> グローバルなマクロ経済・金融市場や市場参加者の動向、大手金融グループの市場への認識やリスク管理態勢を把握・分析することで、金融システムの潜在的リスクをフォワード・ルッキングに分析し、モニタリングに活用 | A |
| II 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上 | | |
| 1 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備 | <ul style="list-style-type: none"> 仮想通貨交換業者等に係る法制度の整備を図るため改正資金決済法・関係政府令を整備 利用者保護法制の適切な運用 | A |
| 2 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備 | <ul style="list-style-type: none"> 金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価できる多様な指標（「金融仲介機能のベンチマーク」）の策定・公表、金融仲介の質の向上に向けた取組みの実態把握の結果や「金融仲介機能のベンチマーク」等の客観的な指標を活用した深度ある対話の実施 | B |
| 3 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備 | <ul style="list-style-type: none"> 「顧客本位の業務運営に関する原則」及び「『顧客本位の業務運営に関する原則』の定着に向けた取組み」を策定・公表 少額からの長期・積立・分散投資に適した「積立NISA」の創設 | A |
| III 公正・透明で活力ある市場の構築 | | |
| 1 市場インフラの構築のための制度・環境整備 | <ul style="list-style-type: none"> 中央清算されない店頭デリバティブ取引にかかる証拠金規制の実施 有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）の整備（安定運用、改修対応等） | B |
| 2 市場機能の強化のための制度・環境整備 | <ul style="list-style-type: none"> 運用機関のガバナンス・利益相反管理の強化やセトラーの役割の明確化等を盛り込んだスチュワードシップ・コードの改訂案の公表 フェアディスクロージャー・ルールの導入に向けて、「金融商品取引法の一部を改正する法律案」を国会へ提出 | A |
| 3 市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備 | <ul style="list-style-type: none"> フォワード・ルッキングな観点からの市場監視を実施 適切に調査・検査を実施し、必要に応じて課徴金納付命令の勧告、悪質な事案については告発を実施 | A |
| 4 市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備 | <ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引業者等のリスクアセスメントを実施し、リスクアセスメントの結果を踏まえてオンサイト・モニタリングを開始。その結果、重大な法令違反が認められた事案等に対しては、行政処分を求める勧告等を実施 | B |
| 5 市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備 | <ul style="list-style-type: none"> 「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）の策定・公表 東京にIFIA事務局が開設 | A |
| IV 横断的施策 | | |
| 1 国際的な政策協調・連携強化 | <ul style="list-style-type: none"> 経済の持続的成長と金融システムの安定の両立の必要性等に関して国際的に問題提起 G20において金融庁によるこうした問題提起と整合的な内容を含む首脳宣言が採択されるなど、理解が広まりつつある | A |
| 2 アジア諸国をはじめとする新興国の金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調 | <ul style="list-style-type: none"> 「グローバル金融連携センター」において新興国の当局職員に対し研修を提供（26年4月の設置以来、22カ国から計77名を受入） ミャンマーにおいて証券取引所の適切な運営に向けた支援を行うなど、新興国に対する技術協力を推進 | B |
| 3 金融サービスの提供者に対する事業環境の整備 | <ul style="list-style-type: none"> 利用者保護を確保しつつ、銀行等とフィンテック企業とのオープン・イノベーションを推進するため、「銀行法等の一部を改正する法律案」を国会へ提出 「金融モニタリング有識者会議」を設置し、当該議論を取りまとめた「金融モニタリング有識者会議報告書」を公表 | A |
| 4 金融行政についての情報発信の強化 | <ul style="list-style-type: none"> 幹部が講演等において金融庁の政策を積極的に発信。ウェブサイトを活用した重要施策の周知や英語での情報発信を強化 | A |
| 5 金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備 | <ul style="list-style-type: none"> 大学や市民講座等への講師派遣、全国の高校・大学・地公体等へのガイドブック配布 | B |
| 業務支援基盤の整備のための取組み | | |
| 1（1）金融行政を担う人材の確保と資質の向上 | <ul style="list-style-type: none"> 職員のキャリアパスに関する希望等を聴取するための直接面談の実施や、人事評価の運用の見直し等により、人材育成の取組みを推進するとともに、業務効率化・職場環境改善に向けた取組みを継続的に実施 | B |
| 2（1）学術的成果の金融行政への導入・活用 | <ul style="list-style-type: none"> 庁内の要望に基づく研究テーマについて、調査研究を実施し、その成果を研究成果報告書として公表 | B |
| 3（1）金融行政における情報システムの活用 | <ul style="list-style-type: none"> 情報システム見直しに伴う運用コスト削減、金融庁の情報セキュリティ対策の推進を実施 | B |
| 3（2）災害等発生時における金融行政の継続確保 | <ul style="list-style-type: none"> 金融庁業務継続計画等の実効性の検証、各種訓練の実施（民間金融機関等とも連携） | B |

（注）測定結果 A：「目標達成」⇒10 B：「相当程度進展あり」⇒10